

IV 支援制度・ 関係法令等

CLT活用に係る補助制度

CLT需要の一層の拡大に向け、関係省庁ではCLTを用いた建築物に取り組みやすい環境の整備にも活用可能な予算に整理しています。関係省庁が設けている以下の支援制度の他に、各自治体が

区分	主管省庁	制度名称・内容	概要	
			対象	条件
CLT等木材利用への支援予算	林野庁	JAS構造材実証支援事業等 CLT活用の実証的取組に対し調達費の一部を支援	建築業者	民間非住宅建築物JAS構造材活用宣言を登録した者
		CLTを活用した先駆的な建築物の建設等支援 協議会方式によるCLT建築物の設計・建築実証の取り組み	建築主等 (公共団体、民間等)	先駆性・普及性の実証
	国土交通省	サステナブル建築物等先導事業（木造先導型） 多様な用途の先導的木造建築物への支援	建築主等 (公共団体、民間等)	設計・施工技術の先導性（構造・防火）
	環境省	木材利用による業務施設の断熱性能効果検証事業 CLT等を用いたモデル建築物の建築費と計測に支援	建築主等 (公共団体、民間等)	業務施設3ヵ年のデータ取得
		ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業 システム・設備機器の導入を支援	建築主等 (公共団体、民間等)	ZEB（ネット・ゼロ・エネルギービル）
CLT建築物での活用も可能な予算	林野庁	林業・木材産業成長産業化促進対策 地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化・木質化を支援	地方公共団体、民間事業者等	○地位材利用が必須 ○面積が300㎡以上 ○木材利用量が0.18㎡/㎡以上 ○構造耐力上主要部位にJAS製材品を使用
	文部科学省	公立学校施設整備費負担金 公立の義務教育諸学校における教育の円滑な実施を確保するため、公立学校建物の施設整備に要する経費の一部を負担。	地方公共団体	○公立小中学校等における教室の不足を解消するための校舎の新増築。 ○公立小中学校等を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新増築。等
		学校施設環境改善交付金 学校施設の老朽化対策や耐震化をはじめとした環境整備を図り、経年劣化により安全性・機能性に支障のある老朽施設を改善するなど、設置者が行う公立学校施設整備に必要な経費を支援する。	地方公共団体	○構造体の劣化対策を要する建築後40年以上経過した建物の長寿命化改良。 ○構造上危険な状態にある建物の改築。等
		私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等整備費（①私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費）（②私立高等学校等施設高機能化整備費）） 私立大学等の教育研究の充実と質的向上を図ることを目的として、私立大学等の施設の整備に係る経費の一部を補助。	学校法人等	文部科学省の「私立大学等経常経費補助金」において、前年度及び当年度に、不交付又は減額の措置を受けていないこと及び受ける可能性がないこと。等
		私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費） 幼児教育の振興を図るため、私立幼稚園の新設及び増築に係る経費の一部を補助。	学校法人	新築及び増築の場合、交付決定年度中に設置認可がなされ、交付決定年度中に、又は交付決定年度の翌年度から幼稚園を開設すること。等
		認定こども園施設整備交付金 認定こども園の設置促進のため、都道府県が行う認定こども園の施設整備事業に係る経費の一部を補助。	地方公共団体（都道府県）	整備対象施設の設置主体は学校法人又は社会福祉法人であること。等

進めています。平成31(2019)年度の支援制度を、幅広い用途で活用可能な支援予算と、CLT建築物
設けている支援制度もありますので、該当するものをお調べください。

内閣官房HP「CLT活用促進のための政府一元窓口」より作成
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cltmadoguchi/ (令和元年10月時点)

概要	施設の用途				窓口 問合せ先	備考
	学校	こども園 幼稚園	公民館	社会 教育 施設		
CLTの調達費又は14万円/m3の低い方 (上限3,000万円)	○ ※備考 参照	○ ※備考 参照	○ ※備考 参照	○ ※備考 参照	全木連 (全国木材組合連合会) 03-6550-8540	公共建築物は民間が建てる建築物に限る 事業HP https://www.jas-kouzouzai.jp/
設計・建築費への助成：3/10以内 (特に普及性や先駆性の高いもの1/2以内)	○	○	○	○	(公財) 日本住宅・木材技術センター 03-5653-7662	共同住宅は対象 分譲・個人住宅は対象外 https://www.howtec.or.jp/publics/index/280/
調査・設計費の1/2 建設工事費の15% (掛増し分の1/2) (上限5億円)	○	○	○	○	国土交通省 住宅局住宅生産課木造住宅振興室 03-5253-8512	CLTが要件ではないが対象 http://www.sendo-shien.jp/31/
設計費、工事費、設備費、計測費の2/3 (上限5億円)	○	○	○	○	公益財団法人 北海道環境財団 011-206-1573	http://www.heco-hojo.jp/
補助対象経費： 空調、照明、給湯、BEMS導入費用 補助率：㎡単価定額、1/2、2/3 備考：CLTについて優先採用	○	○	○	○	一般社団法人 静岡県環境資源協会 054-266-4161	CLTが要件ではないが優先採択あり http://www.siz-kankyoku.jp/2019co2.html
木造化：建設工事費の15% (CLT等の先進的技術を 活用するものは1/2以内) 木質化：同3.75%	○ ※備考 参照	○	○	○	林野庁 木材利用課 03-6744-2626 各都道府県林務部局	公立小中学校の校舎木造化は補助対象外 営利施設は補助対象外 国で定めた配分基準により都道府県の裁量で 各事業体に配分
原則1/2	○ 公立 ※備考 参照	×	×	×	文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 03-6734-2000	小学校、中学校、 義務教育学校、 中等教育学校の前期課程、 特別支援学校の小中学部
原則1/3	○ 公立 ※備考① 参照	○ 公立 ※備考② 参照	×	×	文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 03-6734-2000	①小学校、中学校、義務教育学校、 中等教育学校の前期課程、特別支援学校 ②幼稚園 (幼稚園から移行した 幼保連携型認定こども園を含む。)
①1/2以内等 ②1/3以内	○ 私立	×	×	×	(大学・高等学校等) 文部科学省高等教育局私学助成課 03-6734-2774 (専修学校) 文部科学省 総合教育政策局生涯学習推進課 専修学校教育振興室 03-6734-3280	○事業メニューの「エコキャンパス推進事業」の 支援対象として、地域材、間伐材等を使用した 内装木質化を例示。
1/3以内等	×	○ 私立	×	×	文部科学省 初等中等教育局幼児教育課 03-6734-2714	
1/2以内	×	○ 私立	×	×	文部科学省 初等中等教育局幼児教育課 03-6734-2714	

CLTに係る関係法令等 [抜粋]

根拠法令の凡例

法：建築基準法（昭和25年法律第201号）
令：建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）
規則：建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）

構造

CLTパネル工法

■ CLTパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

制定：平成28年国土交通省告示第611号 最終：令和元年国土交通省告示763号
（根拠法令）令第36条第1項 第36条第2項第1号 第80条の2第1号 第81条第2項第1号イ、第2号イ、第3項

■ 特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件

制定：平成13年国土交通省告示第1024号 最終：令和元年国土交通省告示第203号
（根拠法令）令第94条 第99条

枠組壁工法（ツーバイフォー工法）

■ 枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

制定：平成13年国土交通省告示第1540号 最終：令和元年国土交通省告示第203号
（根拠法令）令第36条第1項、第2項第1号 第80条の2第1号 第81条第2項第1号イ 第94条 第99条

CLTパネル工法とその他の構造の併用

■ 建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件

制定：平成19年国土交通省告示第593号 最終：令和元年国土交通省告示203号
（根拠法令）令第36条の2第5号

防火・耐火

■ 準耐火構造の構造方法を定める件

制定：平成12年建設省告示第1358号 最終：平成29年国土交通省告示第203号
（根拠法令）法第2条第7号の2

■ 一時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件

制定：令和元年国土交通省告示第195号
（根拠法令）令第112条第2項

■ 建築基準法第21条第1項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件

制定：令和元年国土交通省告示第193号
（根拠法令）法第21条第1項

CLT活用推進のための政府一元窓口

CLT活用に関する事業者や地方公共団体等からのお問い合わせにお答えするために、内閣官房に政府の「一元窓口」を設けています。

電話：03-3581-7027

担当：内閣官房 脇山、藤本（令和元年11月1日時点）

URL：<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cltmadoguchi/>

文部科学省における木材活用に関する主な手引き等



木の学校づくり - その構想からメンテナンスまで - (平成31年 3月)

文部科学省では、学校施設における木材利用が一層促進されるよう、「日本建築学会 文教施設小委員会 木材を活用した学校施設に関するWG」（主査：長澤 悟 株式会社教育環境研究所 所長）の協力を得て、平成11年2月に発行した「木の学校づくり-その構想からメンテナンスまで-」を20年ぶりに改訂しました。

本書は、木材を活用した学校施設を計画するにあたって、必要となる知識及び技術を容易に理解できるよう、その留意点について幅広くかつ具体的に解説したものです。

文部科学省ホームページにて閲覧、ダウンロードが可能
http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/mokuzou/1414326.htm



木の学校づくり - 木造3階建て校舎の手引 - (平成28年 3月)

文部科学省では木材利用が一層促進されるよう、「木造3階建て学校施設の手引作成検討会」（主査：安井昇 桜設計集団一級建築士事務所代表）の協力を得て、平成27年6月施行の「建築基準法の一部を改正する法律」（平成26年法律第54号）により耐火建築物から1時間準耐火構造に規制緩和され、木造での整備も容易になった3階建て校舎の防火・耐火に関する規定のポイントやそれを踏まえた建築計画の留意事項等を分かりやすく整理した手引を作成しました。

文部科学省ホームページにて閲覧、ダウンロードが可能
http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/mokuzou/1369464.htm



JIS A 3301を用いた木造校舎に関する技術資料 (平成27年 3月)

JIS A 3301(木造校舎の構造設計標準)をより使い易くするためにJIS改正時の考え方や試験データ、留意事項、具体的な設計例及び構造計算例等を取りまとめたもので、木造の設計経験のない技術者等でも比較的容易に「木の学校づくり」を進めることができるJISの解説書として作成しました。

また、JIS A 3301を用いて設計し建築する際に必要となる建築基準法に基づく建築許可申請（確認申請）の構造設計根拠資料として活用できるよう構成しました。

国立教育政策研究所ホームページにて閲覧、ダウンロードが可能
https://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/gijyutsu_all.pdf



全国に広がる木の学校～木材利用の事例集～ (平成26年 7月)

近年、各地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた多くの「木の学校」がつくられています。

本事例集では、全国に広がる「木の学校」の中から、近年つくられた特色ある事例の一部を紹介しています。

今後の学校施設づくりの参考としていただければ幸いです。

文部科学省ホームページにて閲覧、ダウンロードが可能
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/mokuzai/1349367.htm